

Lawrence v Gallagher [2012] EWCA Civ 394

—シビル・パートナーシップ解消に伴う財産の分配—

宗 村 和 広

目次

1. はじめに
2. 事実の概要と判旨
3. 検討
4. おわりに

1. はじめに

本件は、2004年にシビル・パートナーシップ法（Civil Partnership Act 2004）が制定されて以来、その解消に伴う当事者間の財産の分配・調整が争われた最初の公表された事件である。加えて両当事者が著名人ということもあり、社会的にも注目を集めた¹。

尤も、同法72条(1)項が「シビル・パートナーシップに関する経済的救済のための給付が婚姻に関する経済的救済のために1973年婚姻事件法（Matrimonial Causes Act 1973—以下「73年婚姻事件法」）第2章によって給付を行うことに対応する附表5によって行われる」旨規定しており、その21(2)には73年婚姻事件法25条(2)項に掲げられた離婚給付の額ならびに方法を裁定する

¹ 筆者がウェブサイトを通して目にした記事として、“Court Of Appeal Judges Rule On Civil Partnership Break-Up For The First Time”, Huffington Post 2012/03/29 (<http://www.huffingtonpost.co.uk/2012/03/29/civil-partnerships-peter-lawrence-don-gallagher-n-1387253.html>), Stephen Moyes, “A Gay West End actor yesterday saw a £1.7million “divorce” payout from his ex slashed in the first case of its kind”, the Sun 2013/03/30 (<http://www.thesun.co.uk/sol/homepage/news/4228535/250k-loss-in-gay-split-first.html>) などがある。

際に裁判所が考慮すべき要素と同一のものが掲げられている²ため、実質的には73年婚姻事件法25条(2)項の本事案における解釈・運用の妥当性が主要な検討事項となる。

2. 事実の概要と判旨

【事実の概要】

本件上訴人ローレンス氏は、JP モルガン社のアナリストである。本件被上訴人は、俳優のギャラガー氏である。原審判決の時点で上訴人は47歳、被上訴人は54歳であった。

² 21 Particular matters to be taken into account when exercising powers in relation to civil partners

(1) ……

(2) The court must in particular have regard to-

(a) the income, earning capacity, property and other financial resources which each civil partner-

(i) has, or

(ii) is likely to have in the foreseeable future,

including, in the case of earning capacity, any increase in that capacity which it would in the opinion of the court be reasonable to expect a civil partner in the civil partnership to take steps to acquire;

(b) the financial needs, obligations and responsibilities which each civil partner has or is likely to have in the foreseeable future;

(c) the standard of living enjoyed by the family before the breakdown of the civil partnership ;

(d) the age of each civil partner and the duration of the civil partnership;

(e) any physical or mental disability of either of the civil partners;

(f) the contributions which each civil partner has made or is likely in the foreseeable future to make to the welfare of the family, including any contribution by looking after the home or caring for the family;

(g) the conduct of each civil partner, if that conduct is such that it would in the opinion of the court be inequitable to disregard it;

(h) in the case of proceedings for a dissolution or nullity order, the value to each civil partner of any benefit which, because of the dissolution or annulment of the civil partnership , that civil partner will lose the chance of acquiring.

1997年2月、被上訴人がロンドンのクリンク・ワーフにある上訴人のフラットに移住して同棲生活が始まった。2007年12月17日、両当事者はシビル・パートナーシップを締結したが、彼らの関係はその7ヶ月後に破綻した。彼らは2008年9月に別居し、上訴人が2009年1月23日に解消を申し立て、同年4月24日に条件付命令がなされ、それが同年6月10日に最終的となった。

上訴人は年間200,000ポンドを稼得しており、約580,000ポンドの年金権を有している。被上訴人は、職業柄から就業中であるときとそうでない時があったが、本件審理時には、演劇の主演級の役があり、年間100,000ポンドの収入があった。保有する年金権はごく少額であった。

ギャラガー氏により提起された経済給付の命令にあたり、両当事者が別居時に保有していた次のような経緯のある2つの不動産の評価と分割方法がとりわけ問題となった。

(i) ローレンス氏がシビル・パートナーシップ開始以前に購入し、パートナーシップの生活基盤として当事者が居住した、ロンドンのクリンク・ワーフにあるフラット。ローレンス氏は1997年に同フラットを650,000ポンドで購入したが、原審判事は別居時の同フラットの価値は1,447,033ポンドであったと認定した。

(ii) 原審判事（高等法院家事部 Mrs Justice Parker）が822,000ポンドと認定したウエスト・サセックスのアンバーレイにあるコテージ。ギャラガー氏は1996年7月、75,000ポンドでビクトリアパークに不動産を購入したが、売却利益やローレンス氏の趣旨等により1998年に不動産購入を経て、2002年2月に購入、不動産購入の都度ローレンス氏の貢献の割合は増加したが、同コテージは後に信託証書によってローレンス氏62パーセント、ギャラガー氏38パーセントの利益を保有することが宣言された。

原審は、まず両当事者の年金につき、ギャラガー氏に査定すべき額を、ローレンス氏の年金の3分の1あまりにギャラガー氏自身の年金を加えた200,000ポンドとした。次にこれを除く両当事者の総資産を3,298,857ポンドとしローレンス氏の貢献を反映させてその45パーセントににあたる

1,484,485ポンドが、またはロンドンのフラットの当初購入資産の現在の価値500,000ポンドを控除して残余を両当事者に平等に分割するとするとロンドンのフラット1,447,033ポンド、アンバーレイのコテージ822,000ポンドならびに貯蓄・株式等640,000ポンドの総額の2分の1にあたる1,454,516ポンドが、ギャラガー氏に分割されるとした。その上で1,600,000ポンドの内訳を、アンバーレイのコテージ全部(822,000ポンド)、年金20,000ポンド、および一括金給付577,778ポンドと裁定した。上記に加え、それらは既に取得されており、パートナーシップ期間中に取得された資産の一部となっている繰延補償が支払われればその45パーセントをギャラガー氏に分割する(現在価格で90,000ポンド以上)ことを裁定した。かくして、ギャラガー氏に1,690,000ポンド(両当事者の総資産の約42パーセント)が分割されることとなった。ローレンス氏が上訴。

【判旨】請求を認容(一括金給付を350,000ポンドに減額し、繰延補償にかかる裁定を取消)

Lord Justice Thorpe:「原審判断の paragraph 149 に関しては、私は既に私の疑問を表明している。計算によって一括金を算出する包括的な定量化よりもむしろ、私は判事が、被上訴人が裁定の基礎としてアンバーレイのコテージおよび彼の年金の持分を有しうる基礎から公平な一括金を裁定することがより安全でかつ正統であったであろうと信ずる。彼女が本件にそのようなアプローチをしていたならば、一括金はかなり低額な数字になっていたであろう。ニーズを基礎とするアプローチと公平分割を基礎とするアプローチとにかかわらず、私は350,000ポンドの一括金を提案する³。」「原審判断の paragraph 151 に対する上訴人の訴訟代理人 Mr Chamberlayne の主張は注目には値する。これらの補償金は取得されておらず、被上訴人に最も有利な見解においてさえもそれらの半分は分離後に取得されたものである。……私は、被上訴人がそれが現在の資産であるかのようにそれからの45パーセントを裁

³ Lawrence v Gallagher [2012] EWCA Civ 394, at para 51.

定されるべきことについての原理的な基礎を見いだすことができない。私は原審判事の裁定の同部分をすべて取り消す⁴]

3. 検討

(1) 上述の通り、シビル・パートナーシップ解消時の財産の分割における基準を定めたシビル・パートナーシップ法附表5, 21は、内容的に73年婚姻事件法25条と同一のものである。同条に規定された分割基準については、2000年ならびに2006年の2つの貴族院判決⁵によって概ね次のような一定の準則が確立されている。

(i) 婚姻中に配偶者各々が取得した財産を婚姻財産 (matrimonial property) とし、これらは財産取得における直接の寄与、間接の寄与を問わず平等分割の尺度 (yardstick) に照らして分割され、平等でない割合において分割する場合には、自己の仮説を検証しそうすることに合理的理由の存する場合にのみ、合理的範囲において行われるべきである⁶。

(ii) 婚姻前から配偶者の各々が有する財産、相続、贈与等によって配偶者の各々が取得した財産を非婚姻財産 (non-matrimonial property) とし、これらは原則として分割の対象とならないが、公平の見地から場合によってはその全部または一部が分割の対象となりうる⁷。

(iii) 一部が分割の対象とされた非婚姻財産につき、それらを婚姻財産とともに(i)の原則に従って分割されるか、当事者のニーズに応じて別途考慮されるかについては、個々の事案の状況による。

以下では、上記準則がシビル・パートナーシップ間の財産分割においても妥当する⁸ことを前提に、本件を検討する。

⁴ Ibid, at paras 52-53.

⁵ White v White [2001] AC 596, [2000] 2 FLR 981, Miller v Miller; McFarlane v McFarlane [2006] 1 FLR 1186.

⁶ White v White, Ibid, [2000] 2 FLR 989.

⁷ See Ibid, at p994, Miller v Miller ; McFarlane v McFarlane, supra note 5, at paras 16-20

(2) 本件の最大の争点は、2つの不動産および預貯金・株式等の主要な財産の分割の手法の妥当性である。まず原審がロンドンのフラットを分割の対象とした点について、ローレンス側は、Miller ; MacFarlane 判決における Lord Nicholls の「制定法は裁判所に事件のすべての事情を考慮するよう要求する。既に述べたように、婚姻が長期であれ短期であれ、原則として当事者の各々の婚姻財産についての持分に対する権限は同一である。事情の一つが(1)婚姻中に相続または贈与以外によって取得された財産、時として marital acquest と呼ばれるがより一般的には婚姻財産 matrimonial property と呼ばれるものと、(2)それ以外の財産との現実の相違、すなわち財源の相違が存在する、ということである。前者は両当事者の共同の努力の経済的産物であるが、後者はそうではない。何らかの婚姻においては通常は中心的位置を占める。そのためこれはこの目的のため通常は婚姻財産として扱われるべきである。既に述べたように、婚姻が長期であれ短期であれ、原則として当事者の各々の婚姻財産についての持分に対する権限は同一である⁹。」との説示を引用し、ロンドンのフラットはローレンス氏がシビル・パートナーシップ関係の開始以前に取得した財産であるから、清算の対象とならない、と反論した¹⁰。これに対して Lord Justice Thorpe は、「同パラグラフは、Mr Chamberlayne を彼の望む結論へと導くものではない。婚姻中に取得されたのでない財産についての原則は、『これが当初当事者の一方によってもたらされたものであっても』婚姻住居に関しては例外とするのである¹¹。」としてこの主張を退けた。非婚姻財産を分割の対象から除くことを原則としても、当事者が共同生活を営み、維持・管理を共同で行ってきた生活基盤たる住居については、公平の見地に照らせば、分割の対象としないのは適切でないと思われるため、原審を維持した本件判断は妥当と思われる。

⁹ supra note 3, at para 2.

¹⁰ Miller v Miller ; McFarlane v McFarlane, supra note 5, at para 22

¹¹ supra note 3, at para 26.

¹² Ibid, at para 27

また、これも公平の見地から、当該財産の全部でなく一部のみが分割に反映されるにすぎないとされることもしばしばある¹²。算定方式としては、原審の示したように、全部を分割の対象とした上で分割割合に差をもうける、一定の額を控除した上で分割の対象とし、その総額を平等分割する、など、裁判所の裁量にゆだねられる。本件も、この点についてはこれを肯定するものと思われるが、原審の算出した裁定額に対してはこれを認めなかった。

(3) さて、本件はまず、ロンドンのフラットをローレンス氏が、アンバーレイのコテージをギャラガー氏が保有することが、パートナーシップ解消後の両者の展望からしても自明である¹³とした上で、主要な考慮要素を「第1は、公平分割が、ロンドンのフラットがアンバーレイのコテージの2倍以上の価値を有するという事実を反映させて差額の支払いを要求するかどうか、である。第2は、彼らの住居において快適に生活するために各々にとってどのような基金が必要か、を考慮することである¹⁴。」として検討を進めた。

そして、ローレンス氏が高額の収入を安定して取得する見込みがあり580,000ポンドの年金を有している一方、ギャラガー氏の状況が特有財産を管理するにおいてさほど安定していないことから、原審がギャラガー氏に200,000ポンドの年金を裁定したことについてこれを妥当として維持した¹⁵。

次に、原審の裁定したローレンス氏からギャラガー氏への577,778ポンドへの一括金給付額—明らかに年金裁定額およびアンバーレイのコテージの価値を総額1,600,000ポンドから控除した差額である—については、住居と年金だけでは両者の個々の住居の不均衡の是正、経済的な不安なく生活する快適な水準を享受するために与えられるギャラガー氏の権限にとって十分ではないとしつつ、1,600,000ポンドを判事の裁量で機械的に算定してそれに—

¹² Ambrose Appelbe, “Financial Relief & Civil Partnerships In The Court Of Appeal - Lawrence V Gallagher”, <http://www.ambrose.appelbe.co.uk/civil-partnerships/financial-relief-civil-partnerships-court-appeal---lawrence-gallagher/>

¹³ supra note 3, at para 40.

¹⁴ Ibid, at paras 41-42.

¹⁵ Ibid, at paras 42-43.

括金の額を符合させたにすぎず、ロンドンのフラットの価格がシビル・パートナーシップ関係開始後飛躍的に上昇したことの意義を考慮せず、しかも55パーセント対45パーセントの分割がなぜ本件両当事者にとって公平であることを明示していない、と批判した¹⁶。同時に、採るべきアプローチとしては、年金額およびアンバーレイのコテージの持分のほかに彼らの住居において快適に生活するために各々にとってどのような基金が必要かを基礎としてそこから公平な一括金給付額を査定するべきであり、原審判事がかようなアプローチをしていれば一括金はかなり低額に査定されたとして、一括金給付額を350,000ポンドに減額した（上述）。

この控訴院での一括金の減額につき、「控訴院は Parker J のアプローチを論理性に欠けるとして批判するが、上訴での一括金算定のアプローチが明快で論理的であろうか¹⁷」として、その根拠が説明不足であることに批判がある¹⁸。最終的な裁定額そのものは控訴院の判断の方が妥当といえる¹⁹が、高等法院の判旨も White 判決-Miller ; MacFarlane 判決からの準則に沿ったものであり、Thorpe LJ が原審を「本件は、代理人らが司法上の創造（judicial creation）あるいはその他のものに頼ることによって彼らの目的を達成しようとしたために、不必要に複雑化された²⁰」と批判したのは、一方的であるように思われる。

また、一括金給付額の減額によって、両当事者の資産全体に占めるギャラガー氏の持分割合が、White 判決からの準則である「『尺度 (yardstick)』としての平等分割」からさらに遠ざかった（原審での45パーセントから控訴

¹⁶ Ibid, at paras 44-50.

¹⁷ Rebecca Bailey-Harris, “Financial orders; civil partnership” [2012] Fam.Law 646, at p647.

¹⁸ See also Robert George, “Lawrence v Gallgher [2012] EWCA Civ 394 - playing a straight bat in civil partnership appeals?”, Journal of Social Welfare & Family Law Vol.34, No.3, September 2012, 357, at p361.

¹⁹ Ibid.

²⁰ Supra note 3, at para 38.

院での37パーセント) ことについても、「本件が経済的稼得を家族生活に対するそれ以外の形態での貢献よりも価値を置く時代に戻る傾向を示すものであるとすると、強く反対しなければならない²¹⁾」との批判がある。これについては、本件が「デュアル・キャリア関係」として位置づけるべきとするローレンス氏側の主張を拒絶した原審の立場を維持しローレンス氏を「稼得者 (bread-winner)」、ギャラガー氏を「家政担当者 (homemaker)」と想定しつつも、ギャラガー氏が俳優としてのキャリアを有し一定程度の収入能力と資産を有する「男性」であることが言外に考慮された帰結である、とする指摘²²⁾があり、興味深い。そうだとすると、かような事情も、附表5の21を運用する際の1つの要素として73年法25条にはない要素が考慮されるべきことになり、Thorpe LJがその説示の冒頭で「請求が婚姻でなくシビル・パートナーシップの解消から生じたという事実は、さほど問題ではない、というのも、2004年シビル・パートナーシップ法5条附表の文言が1973年婚姻事件法25条の文言と同一であるというのが共通の背景 (common ground) であるからである²³⁾。」と示すのみ²⁴⁾で以降にこの検証がなされていないのは説明不足とも思われるからである。

私見としては、純然たるギャラガー氏の資産が僅かな年金とアンバーレイのコテージの一部であることから、ニーズ原理にしたがってまずローレンス氏にロンドンのフラット (パートナーシップ以前のもので彼の仕事に必要²⁵⁾) を、ギャラガー氏にアンバーレイのコテージ (彼の誇りであり楽しみである²⁶⁾) をそれぞれ与え、公平をはかるためそれらの差額をニーズ原理に

²¹⁾ Supra note 18, at p361.

²²⁾ Charlotte Bendall, “A Break Away From the (Hetero) norm?: Lawrence v Gallagher [2012] 1 FCR 557; [2012] EWCA Civ 394”, Springer Feminist Legal Studies, October 2013, Vol.21, Issue3, 303, at p304.

²³⁾ Supra note 3, at para 2.

²⁴⁾ Supra note 18, at pp358-359, supra note22 at p303.

²⁵⁾ Supra note 3, at para 40.

²⁶⁾ Ibid.

したがって調整した、と単純に考えたい。

(4) ただし上記指摘もあながち理由がないわけではないと感ずる点があり、それはシビル・パートナーシップ関係継続中の当事者の生活状況、即ち、両当事者の日常や休日の過ごし方、家計費出捐の態様、家政担当の態様、等々に関する事情が本件説示中に殆ど触れられていない、ということである。これまでの一連の離婚給付判例法理をみると、婚姻財産の取得に間接的に寄与するにすぎない配偶者に対してどのように公平を実現するかに腐心して73年法25条の運用が展開され、結果として White 判決において「どのような役割分担が夫婦によって選択され、または事情によってそう選択せざるを得なくなったにせよ、公平は両当事者の寄与に関する(f)号を考慮するに際し、このことが当事者のいずれかを不利にあるいは有利に扱うべきでないことを求めている。このことは(f)号の文言においてまさに黙示されている：「……婚姻当事者の各々が行ってきた、または行いうる……家族の世話をすることによる寄与を含む家族の福祉のための寄与」。仮に彼らの異なる領域において各々が家族に平等に寄与したならば、原則としていずれが金銭を稼得し資産を形成したかは重要ではない。金銭稼得者に有利な、あるいは家政担当者および子の監護養育者に不利な偏りがあってはならない²⁷。」との判示がなされた。そうだとすると、ギャラガー氏がシビル・パートナーシップ関係に平等に寄与してきたことを示す何らかの事情が必要となるが、これらを説示中に殆ど示すことがないのは、少なくとも説明不足であり、上記指摘が説得力を持つ契機を与える。

4. おわりに

(1) 上記の通り、私見では本件の判断の最終的な裁定につき概ね肯定するが、理由付けにおいては説明不足であると思われる点も多い。これに伴う課題として、以下の点を掲げておく。

²⁷ Supra note 6, at p989.

(2) シビル・パートナーシップ法附表5の21と73年法25条との関係について、本件がシビル・パートナーシップ解消における初めての事案であることもあってか、その説示中殆ど議論することなく同一であるとの前提に立って判断を行ったため、全くの同一性を有するのかどうかは不透明である。今後の議論に期待したい。

(3) 上記検討(3)において示したとおり、私見では本件につき、ニーズ原理を基礎として、分割原理も加味して裁定額を決定した、と理解しており、かような運用は従来手法から大きく逸脱するものでない、と認識している。ただ本件判事、本件原審判事、当事者の代理人等が指摘するように、婚姻関係解消時の財産分割の事案において担当判事が「公平」の名の下に持論を展開し、とりわけ分割原理とニーズ原理との関係や婚姻財産と非婚姻財産の関係の理解に混乱が見られる状況にある²⁸こともまた事実である。この点については、これも本件説示中にあるように、法律委員会 (Law Commission) が2012年2月6日「関係解消時のカップルの経済的給付に関する法の明確化」というタイトルのステイトメントを公表し、上記に関する見直しを開始した²⁹。同委員会は本判決が公表された時点ではその報告書を公表するに至っていなかったが、2014年2月26日に「婚姻財産、ニーズ、および合意」というタイトルの最終的な報告書を公表した³⁰。この報告書では、結局非婚姻財産に関しては何らかの立法につながる勧告は行われなかったが、ニーズをめぐる検討の結果においては、ガイダンスの策定などの施策が勧告された³¹。詳細については別稿に譲ることとしたいが、今後もこの報告書による判例への影響を含め、議論の動向を注視したい。

²⁸ Supra note 3, at paras 32-34,57.

²⁹ Ibid, at paras 34-37.

³⁰ “Matrimonial Property, Needs and Agreements”, Law Com No 343,26 Feb 2014.

³¹ Ibid, at pp175-178. なお婚姻前財産合意については有効要件や手続きなどを定めた草案 (Draft Nuptial Agreements Bill) が用意された (Appendix A)。